

虐待防止のための指針

在宅部門虐待防止委員・身体的拘束適正化委員会

虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止の基本的な考え方

当事業所では、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資する事を目的に、虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応・再発予防について、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努める物とする。

【虐待の定義】

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束する事。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする事、または利用者をしてわいせつな行為をさせる事。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前 3 項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分する事、利用者から不当に財産上の利益を得る事。

2. 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講ずる。委員会は、年に1回以上開催する。委員会では以下の事を協議する。

(1) 虐待の防止のための指針の整備に関する事

(2) 虐待の防止の為に職員研修の内容に関する事

(3) 虐待について、職員が相談・報告出来る体制整備に関する事

(4) 職員が虐待を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

(5) 虐待が発生した場合、その発生原因の分析から得られる発生の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関する事

(6) 審議された内容を周知するとともに、虐待防止策が適切に行われるよう必要な措置を講じるものとする

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容などの知識を普及・啓発するとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年間1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

4.虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待などが発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員などであったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市及び警察などの協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

5.虐待が発生した場合の相談・報告に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係わる確認や管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (3) 管理者は、虐待防止委員会で議論した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族及び市に報告する。

6.成年後見人制度の利用支援に関する事項

家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、市、国民健康保険団体連合会に於いても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

8.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示する。

9.その他虐待防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会などには積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

全面改訂 令和 6年 4月 1日